

平成十二年文部省令第三十七号

介護保険法施行令第三十七条第一項第三十
四号に掲げる規定として文部科学大臣が定
めるものを定める省令

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二
号）第三十七条第一項第三十四号の規定に基づ
き、介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四
号に掲げる規定として文部大臣が定めるものを定
める省令を、次のように定める。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二
号）第三十七条第一項に掲げる規定として文部
科学大臣が定めるものは、次のとおりとする。
へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部
省令第二十一号）の規定

附 則

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

2 老人保健法施行令別表第二第三十一号に掲げ
る規定として文部大臣が定めるものを定める省
令（昭和六十三年文部省令第二号）は、廃止す
る。

附 則 （平成一二年一〇月三一日文部省
令第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法
律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日
（平成十三年一月六日）から施行する。